たしろ時報

第7號

發行所
田代村役場
電話一番

印刷所
鹿屋市本町6647
南日本新聞社東部支社
電話88、98、126番

平和な村づくりの礎

公民館活動

旧代にも公民館が誕生しました。呱々の声をあげて未だ日も浅い此の子が将來立派に成長するのに何よりも必要なものは村民皆様の真の愛情であります。今此子の頭の程を知る術もありませんが、身体だけは丈夫らしくとても腕白そうです。這えば立て立てば歩めの親心をもつて時には愛の鞭を加え乍らの訓養をお願いして止みません。以下号を追つて公民館について申述べましよう。

一、公民館設置の趣旨と目的

万機公論に決すと言われた日本古來の政治と近年新らしく樹立されつゝある民主政治の根本理念とには相通ずる多くの点を発見し得るにも抱らず。過去に於ける日本国民の最大の欠陥であつた長いものには巻かれよ主義的なものゝ考え方が、知らしむべからず、よらしむべし流の政治を造り上げてしまつたのであります。そしてそれが国情をして今日の如き危局に至らしめた事実となつて現われたのだと言つても過言ではありますまい。

此の現実を直視して再び斯の如き轍を踏まないよう総ての国民が文化的教養を身につけ、従属的な性格をあらためて自主的に物を考え、平和的協力的に行動する習性を養い、之を基盤にして、国内産業を盛んに興し日本の再建を図らなければならない、其の為にどうしても必要なのは社会教育の普及徹底でありますが之を実現する為に公民館活動が必要なのであります。

今後の国民教育は青少年を対象とするのみでなく、大人も子供も男も女も産業人も教育者も、皆がお互いに睦み合い導き合つて、お互いの教養を高めて行く方法がとられなければなりません其の方法として村に公民館を設置し此処に村中の人々が誰でも自由に出入して、談論し読書し生活上産業上の問題等についてお互いに研鑽し切磋琢磨しながら交友を深めて行く場所としなければならないのであります。

公民館をして学校や図書館、博物館、公会堂、村民集会所、産業指導所と言つたようなあらゆる機能を兼ね備えた機関たらしめると言うのが、その理想とする処であり、それは又青年団婦人会等の村に於ける文化団体の本部ともなり、各種団体相提携して郷土振興の力を生み出す場所ともならなければならないのであります。

尚公民館は上からの命令に依つていやく〳〵乍ら設置されるものではなく、真に村人の自主的な要望と協力によつて設置され又村民自身の創意と工夫に依つて維持せられることが理想だと思うのであります。

未完　公民館主事小川兵一

農地改革から農業改革へ

農業委員會新發足

＝來る七月二十日全國一齊選擧＝

農村の民主化を計り、耕作農民の地位確立を計る為画企的な農地改革が断行されて既に一百万町歩に近い農地が開放され三百万に余る自作農が創設されて、一応その目的は達成されたのでありますが、更に進んで真に農民の代表機関として、盛り上る農民の世論を農業行政の上に反映し、経営の合理化生活文化の向上を計り、過去の苦難に充ちた悪夢から脱却して、明るい将來を築く為に新しく農業委員会が生れ來る七月二十日全国一齊に選挙が行なはれる事になりました。此の委員会について今回の選挙に主に関係のある点についてあらましを説明致しますと、

(一)委員の定数は何人か？

1、選挙による委員十五名と

2、選任による委員(五名まで)但し選挙による委員の過半数が推薦したるものでなければなりません

(二)どんな事をするのか？

1、区域内の土地、物件、又は権利等に関係のある事項の処理

2、農地の利用、交換分合等についての斡旋及び土地の改良、保管に関する事

3、技術の改良、その他生産、加工販売に関すること

4、経営の理化、生産改善に関する事

(三)今回の選挙について選挙権被選挙権は？

1、本村に本年六月一日現在居住し年令満二〇才以上の者で

2、一反歩以上の農地の経営主及びその同居の親族並びにその配偶者で年間概ね六十日以上耕作に従事する者

3、欠格者は選挙権、被選挙権がありません

(四)選挙人名簿はどうして作るか？

1、各世帯主が世帯の分をまとめて申請書に記入し農地委員会へ提出します

2、申請書がない場合又は申請に誤りがある場合は選挙管理委員会が職権で名簿に登才し、又は誤りを訂正出來ます

3、補充名簿は調製しません。

註　今回の調製の期日期間は次のとおり

調製の現在日　六月一日

申請書提出期間　自六月一日　至六月五日

(農地委員会へ)

名簿調製期限　七月一日

縦覧期間　自七月二日　至七月七日

(異議申立期間)

名簿確定日　七月十五日

(五)投票の方法は変つていないか？

1、一般の選挙と全く同様で、代理投票不在者投票も出來ます。

2、投票時間は午前九時から午後五時までとなつています。

3、投票所は次の通りです。

第一投票所(村役場)麓全部

第二投票所(上原澱粉工場)川原全部

第三投票所(大原小学校)大原全部

(六)開票、選挙会は？

一般の選挙と同様です。

(七)候補者について？

1、一般の選挙の場合と同様文書で選挙十日前まで届出なければなりません。

2、資格審査は当選した者のみ事後審査が行なわれます。

3次の者は在職中、立候出來ません

イ、選挙管理委員会委員及職員、投票管理者、開票管理者、選挙長

ロ、裁判官、会計検査官、警察官、警察吏員、公安委員

ハ、国家公務中政令で定められた者以外の者

(八)兼職禁止は？

1、市町村の農業委員会と県の農業委員

2、県議会議員と県農業委員は同時に兼職出來ません。

(九)委員の任期は？

1、任期中は欠員があつても、法定得票数〔有効投票総数×1/4〕を有する者を何時でも補充する事が出來ます

2、補充が出來ない場合でも定数の五分の二を越える迄は補欠選挙は行なわなくてもよいことになつています。

(十)選挙運動は自由？

全国自由ではありませんが

1、個人演説会はすべて有料

2、ポスターは制限なし

3、自動車、拡声機も制限なし

4、選挙運動費用の制限なし

5、ハガキ等の配付も自由

右の事項が一般の選挙と異つている外その他は一般の場合と同様禁止又は制限されています。

(十一)その他知つておくべき事はないか？

1、リコール

イ、有権者の二分の一以上の同意を以て選挙された委員会のリコールが出來ます。但し選挙の日から六ケ月以内は出來ません。

ロ、選任された委員の解任は会長が請求出來ます。

2、解散

県知事は市町村農業委員会の事務、処理が違法であると認めた場合は解散を命ずる事が出來ます。

二ケ年となつていますが

1、任期中は欠員があつても、法定得票数〔有効投票総数×1/4〕を有する者を何時でも補充する事が出來ます

2、補充が出來ない場合でも定数の五分の二を越える迄は補欠選挙は行なわなくてもよいことになつています。

(十)選挙運動は自由？

全国自由ではありませんが

1、個人演説会はすべて有料

2、ポスターは制限なし

3、自動車、拡声機も制限なし

4、選挙運動費用の制限なし

5、ハガキ等の配付も自由

右の事項が一般の選挙と異つている外その他は一般の場合と同様禁止又は制限されています。

(十一)その他知つておくべき事はないか？

1、リコール

イ、有権者の二分の一以上の同意を以て選挙された委員会のリコールが出來ます。但し選挙の日から六ケ月以内は出來ません。

ロ、選任された委員の解任は会長が請求出來ます。

2、解散

県知事は市町村農業委員会の事務、処理が違法であると認めた場合は解散を命ずる事が出來ます。

御存じですか

財務課

昭和二十六年一月一日現在の土地台帳に依る田代村の土地の集計が纏りました、地目毎に列記してみますと、

地目	筆数	地積	備考
田	五、六八三	三六四町四反七畝(二万坪)	
畑	五、九四五	八〇三	三/四 三三
宅地	一、二二一	一八一	四七六坪〇五
山林	三、六二三	九〇三	六 一 一四
原野	一、〇八九	二〇〇	六 二 二七
雑種地	六八	三	九 〇 二四
道路	五七六	七	一 五 二二
敷地	七五	二	四 〇 二六
墓地			

保安林を含む

県道軌道のみ

以上の通りであります。現在実際耕作されている田が約三一四町歩畑が約四四〇町歩でありますと之を比較して見ますと、はつきり分るように台帳面が非常に多いのでありまして此の違う分は皆他の地目になつて居るのであります固定資産税は台帳に登録されてある地目で賦課されますので之等の土地を所有して居る人は税金が高いように感じるのであります。

徴税令書を交付し税金の徴収に出ますとよく『家の税金は高い様だ』と聞かされますが現況が山林で台帳は畑であつたり又は現況は宅地であるが台帳は田である等の場合は税金が高くなるのも仕方のない事であります。

土地台帳法第三十二条に『地目変換をした時は土地所有者は一ヶ月以内に之を登録所に申告しなければならない』と定めてありますので右に述べたような理由で税金の高い人は急ぐ申告して訂正する如く御奨めします。

以上地目変換のことのみを述べましたが売買贈与氏名及名称の変更(祖父父名儀の土地を兄弟二三人で分割して居るような場合)等総べてこの旨登録所に申告しなければならないのであります。

申告の様式方法等は本人が書ける場合は登記所に行けば用紙も準備してあるし方法も教えてくれますから先づ大根占の登記所え御出下さい。本人が出來なければ代書人に頼んで申告をすませて下さい。これは総べて土地のことについて述べましたが家屋の取扱は土地と全く同じでありますから家屋についても土地に準じて手続して下さい。

一、楷起の意義　前記の如く選別した楷木を子実体(キノコ)の発生と採取に最も都合のよい条件の場所に適当は人工で細竹枯枝等で屋根を作ればよい。

(次号に続く)

産業五ヶ年計畫（其の七）

五の（四）林業（1）

本村は総面積の八〇%が山林で純然たる山村であり、林産物代金は本村の村外からの現金収入六千万円の六〇%三千六百万円を占め林産物によつて本村経済は左右されるのである。

本村農家戸数は一二二〇戸で内専業農家は僅に四二一戸で残り七九九戸の兼業農家は大部分が林業に関係ある兼業農家で、育苗、植林管理、伐採運搬、製材製炭、炭俵製作、製縄、製脳、木竹を原材料とする加工業、其の他の業に従事しているのである。此処に極端な例を取るならば不便な山の立木一石を一〇〇円で売買されても此れを伐採して製材所え運搬し製品とすると約一〇〇〇円位の製品となる。村外え移出される迄の間には山林所有者の所得の九倍の金額が村民の何人かの所得となるのである。一部の村民の間には林業は山林を所有する一部の人々の仕事である如く誤解されて居る人々もあるが山は地主のみの山でなく、山に働く我々村民全体の山である。

今本村林業の現状を観察して見ると戦時戦後の生活難並に木材木炭の需用の増加に伴い亂伐されて、現在では村内の何処に立つて四方を見廻しても之こそと云う立派な立木のある山林は見当らない。最近に至つては二十年生位の幼木林を伐採しなければならない現況である。一歩山手に足を踏み入れると竹藪と草原と雑木を葛（くいまつかづら）が巻いた山が一番良く目につく、今後一〇年乃至二十年間は伐期に達した山は少なく我々村民の林業面からの現金収入は杜絶するのである。今我々が植林を怠り二十年生位の幼木林を伐採して行くならば永久に本村から立派な材木の搬出は出來ず、従つて村民の経済は益々悪化して行くのである。由々しき問題である。昔から山荒れて其の国は亡ぶと云われて居る其の言葉通りである。

本村の将來は現在の村民の植林に対する努力の如何に掛わつて居る我々は此の点を充分自覚し、植林や管理、適期伐採等に努力しなければならない。

1. 一般造林

本村山林面積六一三四町の内其の六五%四三二二町が国有で村民有林は僅に一八一二町歩である。我々は此の一八一二町歩を最も収益の揚る林業を経営し荒廃林地のない様努力すると共に、国有林の部分林としての造林をなす様努力しなければならない。造林をなすには樹種を何にするかゞ大事である。本村の気候風土からして杉、松、樟、雑木、何れも生育良く本村林業の根本をなすものであるが、其の土地土地に依つて自然異るから良く自分の土地に何を植林するかは研究しなければならない。村は森林組合と共同して未植林地の解消の為補助金の翻旋並に苗木の育苗翻旋に力を注いで居るのである。植林と同時に考えなければならないのは林道である。前にも述べた如く山奥の立木は村外え移出する価格の十分の一しかしないのである。どんな山奥にも従横に林道を通し注文に応じて何時でも速に立木を伐採し運搬出來る様にする事が必要である。毎年毎年林道補助金が少額宛あるが我々山元民の意に依つては現在以上の補助金を獲得する事が出來ると思う。地元関係者と森林組合と村は一体となり此の方面の努力もしなければならない。

2. 持用樹植林

一般樹林は之より努力しなければならないが前にも述べた如く戦時戦後の亂伐により此処当分は林業面からの現金収入は極度に減じて來るのである。其れで出來る限り一年でも早く現金化出來る、然かも年々収入の揚る製品の運搬容易なる林業を考える事が必要である。此の面から考えると棕梠、椎茸、ハゼ、油桐、青桐、椿、山茶花、栗等が揚られるが、特に本村は棕梠と椎茸を奨励し本村の山村としての真価を発揮し、本村の特産物として行く計画である。

イ、棕梠

棕梠は植付けて普通八年目から収益があると云われるが生育の良いのは五、六年目から収穫することが出來るのである。そして一年に普通一二枚、生育の良いのは年に一八枚収穫出來るのである。昔から棕梠一〇〇〇本大名の暮と云われる棕梠を一〇〇〇〇本植えて居れば毎月一〇〇〇枚の皮は必ず収穫出來るのである。毎月一〇〇〇枚の皮を収穫して箒やタワシ、縄等に加工して出すことになれば月に一万円位の収入が必ず、雨が続いても、風が吹いても間違ひなく揚るのである。棕梠は宅地の周囲でも良いし、畠の周囲に植へると防風林にもなるし、山林の周囲でもよいし、集団して植えても反当六百本から一〇〇〇本程度は植へられ、最も容易で最も安全な林業である。村は五ヶ年計画に数字を並べて植林計画を発表したが、第一年目は計画通り村が直接翻旋して植付して來たのであるが一度五ヶ年計画を発表するや、育苗して居る人々は自分で植へるのだから売る事は出來ないといつて村内で生産の苗は翻旋する事は出來なくなつたので、村としては明年度から村外の苗を購入翻旋する計画である。

苗木を購入する事は非常に高く付くので村は本年度一石七斗の種子を購入し村民に委託栽培したのであるが此の種子が一升三千粒でありますから二千本宛栽培育生出來たとしたら三十四万本の苗木である。之を全部村内に植付したら一〇年後は一枚二円と仮定しても毎月六十八万円の棕梠皮代金が得られる事になる。尚之を加工して販売するならば毎月二百万円の現金収入となるのである。取らぬ狸の皮算用でしようか、今後毎年二石程度の種子を播種し村民に植付して戴く計画である。村民は現在の困苦に打勝つて将來の為に村の計画以上に此の面に努力しなければならない。

ロ、椎茸

椎茸栽培が山村の農業経営の副業として有利であることは新聞雑誌等で報道されて居る通りで、今更多言を要しないと思はれるが山村に住む我々は我田代村とは如何なる立地条件を具備しているところであるかと云ふことを考へて見度い。然してその立地条件に伴ふ特異性をよく把握し其の特異性に立脚する農業経営でなければ経営の合理化も文化の向上も程遠いのではあるまいか。

交通の不便な雨量の多い林産資源の豊富な風水害の産業面に及ぼす影響の大きい我田代村に於て如何なる産物を生産し、経営の合理化を計り発活を豊にすべきやの問題については日夜村民のなやみの種であることは余りにも明らかであるが、生産物の販路に困らず運搬に多額を要せず中味の高価な品であり生産より加工まで一貫作業で出來、然も都会人の好む産物であることは何人も異存はあるまい。斯くの如く連想しするとき之等の条件をみたして呉れる産物は何か？　椎茸栽培を置いて他にないことが思考される。然るに本村に於ては四十年前に着目し、之が奨励をなした歴史があり数字的には

明治四十四年　一二〇〇〇〇四八〇〇円
大正元年　九六〇〇〇四八〇〇円
大正三年　九〇〇〇〇四五〇〇円
大正四年　一二〇〇〇〇六六〇〇円

にして当時の村の歳出予算の平均は下五百円であるから予算の半額に相当する椎茸の◇入が村にあつたことが分る然るに今日の村の予算壱千数百万円に比し六〇〇万円収入に相当するが最近の椎茸の生産量は余りにも少なく、四面山にかこまれた山村の産物としては淋しい思いがする。之等の原因については種々あると思はれるが、其れは他日にゆづり先以て植栽をすること、伐期に達したものはどしどし伐採し栽培することに迫車をかけねばならない。

収入面について述ぶれば林業試験場あたりの結果から見ると厚木一石当り一〇〇目位の生産があり、金額にして百匁三〇〇円として三〇〇〇円の収入があることになる。然るに一般材、松杉にして石当り三〇〇〇円に売上げ得る山林所有者があるであろうか、同じ山林に於て石当り三〇〇〇円の収入を挙げ得る人と三〇年も四〇年もかゝつて石当り一〇〇円―二〇〇円位で売る人の二人が我村には居ることになる（勿論椎茸の場合は労力は要るが副業として自家の労力であるべきである）椎茸の栽培を農業経営の中に折込む場合普通作物に及ぼす労力の影響は先づ無いと見てもさしつかえないと思う。ここに人工栽培の発達して居る今は農閑期を利用栽培の出來るところに味のあることに思いを致すべきである。

化学は日進月歩十前にやつたら駄目であつたから今日も駄目と断定を下すことは余りにも早計ではあるまいか。

産業振興實行事項

七月

◎水稲　1. 中耕除草　第一回植付後二週間目　第二回　一〇日目　第三回一〇日目　中耕除草の場合浅水で行ひましよう。2. 追肥は第二回の中耕除草と同時に行ひませう。3. ウンカの発生に対しDDT乳剤又はBHC粉剤の準備を致しませう。4. 黒椿象（フ）の発生に注意し、発生したら速に捕殺又はアヒルの放飼により駆除致しませう。5. 除草剤二四Dを七月下旬に使用労力の軽減を計りませう。

◎陸稲　1. 第一回の除草中耕間引を上旬に行ひ追肥として硫安三〆匁を施しませう。2. 移植栽培の移植は上旬迄に必ず終りませう。

◎甘藷　1. 七月になつてからの植付は農林系を植へませう。2. 追肥は植付後三〇日以内に人糞尿反当一〇〇〆又は硫安二〆匁を施用し同時に中耕除草を行ひませう。3. 害虫　中白下羽の発生を見たら速にDDT乳剤又はBHC又は砒酸鉛を散布致しませう。

◎ラミー　二番刈用追肥として硫安反当八〆匁を施しませう。

◎茶　1. 本年は二番茶の価格も良い見込です。少しでも摘んで売りませう 2. ウンカの発生に注意して除虫菊、木灰合剤を朝露の内に散布しませう。除虫菊粉は農協で売つております。3. 幼木園は特に除草を入念に行ひませう。4. 二番茶を摘採したら三番茶芽出肥として硫安を既成園八〆匁幼木園四〆匁を施しませう。5. 製茶競技会　七月上旬

◎畜産　1. 総牛馬実査割　七月十四日　田代種付所　池野分教場　七月十五日　農協大原支所　早瀬クラブ　七月十六日　農協大原支所　鶴園クラブ　七月十七日　田代種付所　鶴園クラブ　溝下は十日―十五月頃　瑞豊、五郎、三州糧は十五日―二十日頃　4. 病虫害　害虫としてはトビクロウンカ及びコブノメイガが発生する時期です。発生を見たらDDT乳剤又はBHC粉剤の散布を致しませう。

◎陸稲　穂肥として十五日前後硫安一〆匁―二〆匁又は尿素五〇〇匁―一〆匁位を施し追肥後速に土寄を行ひませう。

◎甘藷　1. 追肥　加里質肥料として反当二〇〆匁位の木灰を散布致しませう。甘藷増産の秘決です。2. 害虫　中白下羽発生したならばDDT乳剤又はBHC粉剤、若しくは砒酸鉛を散布しませう。

◎粟　1. 種子消毒、白髪病防除のためせしサン又はウスブルンで種子消毒を行ひませう。2. 播種は七月を適期とするも遅くとも八月上旬には終りませう。3. 元肥として堆肥三〇〇〆硫安三〆過石四〆加里二〆を施しませう

2. 産犢検査　七月上旬　同日仔牛の品評会を実施致します。3. 仔牛糶市　七月三十一日

◎林業　1. 椎茸原木伏込場周囲の下刈を行い風通しを良くし笠木の少ないのは笠木を施しましよう。2. シュロ苗の除草を必ず行いましよう。3. 杉の挿木の除草をすると活着が悪いです 4. 幼木林は早目に下刈を行いましよう

八月

◎水稲　1. 除草止草は八月五日前後迄に終りましよう。2. 土用干し止草が終つたら早速湿田半湿田は特に土用干を実行致しましよう。湿田で三日乾田二日。3. 増収は最後の穂肥が大事です秋落ち水田に於ては特に穂肥を致しましよう。硫安ならば反当一〆―二〆尿素ならば五〇〇匁―一〆時期は出穂二十五日前品種別に算定するならば、農林十二号旭は八月七日―十日頃、農林十八号　4. 除草間引　第一回を播種後二週間目一尺間に十五本から二十本残し第二回で尺間十本乃至十五本位に致しましよう。5. 追肥は八月二十五日頃硫安一〆五〇〇匁乃至二〆位を施用しましよう。

◎蔬菜　1. 夏播甘藍の播種十日頃播種床反当三坪とし本葉二枚の時五寸平方に仮植し本葉八枚乃至一〇枚の頃定植しましよう。2. 結球白菜　易いから注意しましよう。特に乾燥し品種チーフ、包頭連、京都三号等が良い。播種期八月下旬、反当播種量三合乃至五合、畦巾二尺五寸、基肥堆肥二〇〇〆過石六〆油粕一〇〆木灰二〇〆植付前に石灰反当二〇〆　八月中旬、播種量反当四合、摺蓮距離二尺八寸×二尺五寸、肥料堆肥三〇〇〆硫安三〆過石三〆加里三〆

◎茶業　1. 三番茶　摘採八月下旬頃二番茶より高価です。一葉も残さず摘採しましよう。2. 効木園の除草追肥植付初年目の肥培管理は有効摘採期に達するのに二年乃至三年の差を生じます。3. 摘採競技会　八月下旬大原川前園で行います。4. 競技種目は個人競技、手摘、囲体競技、部落別対抗手摘、鋏摘、其の他

◎畜産　1. 産駒の寄生虫駆除を実施致します。2. 日射病の予防　食塩を多給すること日中の使役はさけ朝夕の涼しい時使いましよう。3. 仔馬の飼料下痢発生期には成るべく消化し易い飼料を与えましよう 4. 鶏、飼料にカビが発生したものを与えると斃死しますと注意して下さい。5. 馬の流行性脳炎について生じております。異状があつたら役場へ急報して下さい。近くなく予防注射を受われますから一頭も洩れなく注射致して下さい。6. 青刈燕麦の播種について何けましよう。7. 牛、馬、豚、山羊の飼料としても播種し回も刈取出來ます。少し宛でも播種しましよう。播種期八月下旬、播種量反当六升―八升、畦巾二尺の条播、反当施肥量堆肥三〇〇〆燐酸四〆